

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生環第610号

令和7年8月29日

特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知に関する留意事項について（通達）  
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）が令和7年9月1日から一部施行されるに当たり、その趣旨、要点及び運用上の留意事項については、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部施行等に係る趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）」（令和7年8月29日付け熊生環第609号）のとおりであるが、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知に関する推進上の留意点について、警察庁から、別添「特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知に関する留意事項について（通達）」（令和7年8月20日付け警察庁丁生企発第525号ほか）のとおり示されたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知に関する留意事項について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。